

[事案 27-282] 慰謝料請求

・平成 28 年 9 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

満期保険金に課される税金について、募集人の誤説明があったことを理由に、本税、無申告加算税および延滞税の相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 11 月に契約した養老保険が平成 25 年 11 月に満期を迎えるにあたり、満期保険金への課税の有無および確定申告の要否について募集人に確認したところ、申告は不要と言われたため申告しなかったが、それは誤りであり、後日、本税、無申告加算税および延滞税を納付することとなったため、課税額相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、誤説明とは言えないまでも不親切な説明をしたことは認めるが、本税については、募集人が適切な説明をした場合も申立人が支払う必要があったものであり、募集人の説明との因果関係が認められない。
- (2) 無申告加算税および延滞税については、募集人が適切な説明をしていれば発生しなかったものであるが、課税について説明した資料を申立人に交付していることから、申立人にも過失があると考えられ、過失相殺がなされるべきである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど課税に係る説明時の状況を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、課税額相当額の支払いを認めることはできないが、以下のとおり、募集人の対応に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した

- (1) 本来、確定申告は申立人自身がなすべきものであり、一般的に、課税関係について募集人に法律上の説明義務があるとは解されない。
- (2) しかし、募集人には、課税の有無について具体的な質問を受けた場合、自分で税務署等に確認するように促すか、慎重に調査して正しい回答をすることが期待される場所、そのような対応をしなかった。